

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「古代国家成立期在地社会の考古学的研究

—坂東と陸奥国を中心として—」

眞保 昌弘

氏 名 眞保 昌弘  
学位の種類 博士（人文科学）  
報告番号 乙 第38号  
学位授与年月日 平成27年3月20日  
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当  
学位論文題目 古代国家成立期在地社会の考古学的研究  
- 坂東と陸奥国を中心として -  
論文審査委員 (主査) 教授 須田 勉  
(副査) 教授 保坂 智  
(副査) 高橋 一夫 (国士舘大学非常勤講師)

学位（博士）請求論文

博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

「古代国家成立期在地社会の考古学的研究 - 坂東と陸奥国を中心として - 」

眞保 昌弘

2015年3月9日

## 博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

主査 国士舘大学人文科学研究科 須田 勉

副査 国士舘大学人文科学研究科 保坂 智

副査 国士舘大学人文科学研究科

非常勤講師 高橋一夫(国士舘大学)

### I 提出論文

「古代国家成立期在地社会の考古学的研究 - 坂東と陸奥国を中心として -」

(400字詰め原稿用紙換算 556枚)

提出者 眞保昌弘

(提出日 2014年9月5日 公聴会 2015年2月24日)

### II 論文内容の要旨

博士学位請求論文(以下、本論文と称す)は、以下の構成からなっている。

序章 中央集権的国家形成期の在地社会 - 坂東と陸奥国を中心として -

第1章 坂東における中央集権国家の形成

第2章 坂東と陸奥国に見る接圏地域の歴史的特性

第3章 瓦からみる中央集権的国家形成期の陸奥国

終章 成果と課題

本論文は、律令国家成立期における在地社会の特質について、主に坂東と陸奥国地域を中心に、近年の考古学的成果を踏まえ論述したものである。ことに1970年代以降、律令期在地社会の中核となる寺院・官衙・城柵遺跡、さらに古代官道などの発掘調査が著しく進展した。その間、予想だにできなかった遺跡や遺物の発見があり、この分野の研究は飛躍的に発展するに至った。その結果、これまで個別遺跡が地点ごとに語られてきた歴史的世界が、線によって有機的に結びつくことで立体的・景観的に論じられるようになり、坂東から東北地方に至る在地社会の歴史像の構築に、再構成を迫る段階にある。

本論文は、そうした研究成果に立脚して、律令国家による蝦夷社会への版図の拡大政策などの問題について、これまで、あまり視点がなかった坂東と陸奥国における在地社会を一体の課題としてとらえて論述したものである。

第1章は、坂東における律令国家の成立過程を、寺院・官衙などの造営を通して論じたものである。その時期における在地社会は、国造から評督へ、さらに大宝律令以降の郡司へと変遷する。このことを考古学的に明らかにするため、前代の有力古墳の築造から新たな仏教思想を導入するための寺院造営へ、さらに在地社会を維持するための祭祀や実務を担う豪族居館から、律令実務機関である評(郡)家への推移を読み取る必要があるとする。このことを具体的に認識するため、在地における有力層が営んだ終末期の古墳群の隣接地に、評家や寺院が継続的に造営された地域として、上毛野国の総社古墳群と山王廃寺・同下層評家遺跡、上総国の駄ノ塚古墳・駄ノ塚西古墳と真行寺廃寺、下総国龍角寺古墳群の浅間山古墳・岩屋古墳と龍角寺廃寺・大畑Ⅰ遺跡、武蔵国の馬絹古墳と影向寺廃寺・千年伊勢山台遺跡などを具体例として取り上げ、遺構や建物方位、さらに出土瓦を中心とした分析を行っている。

その結果、仏教を導入することで思想的支柱となったのは、「君臣の恩」「七世父母」のための「祖霊追善」であるとする。このことは、従来の神祇の思想原理と矛盾するものではなく、むしろ新たな国家基盤の形成にあたり、在地における同族内の結合・維持の強化とともに、大王が進める仏教興隆政策と結合することにより、王権擁護を堅持する象徴として存在したとしている。また、評家と駅路の造営では、官道を意識した官衙の設営が図られ、評衙の造営が、個別的人身と土地支配、さらに情報や徴税組織などが整備され、中央集権的国家を形成していったとしている。

また、律令国家成立過程の課題として、山ノ上碑・多胡碑・金井沢碑とその周辺古墳、さらに渡来人を軸とした在地社会とのかかわりを論じている。特に、緑野・佐野のミヤケは、大化改新により廃止されたにもかかわらず、依然として上野三碑のなかにミヤケにまつわる記事が記されている。そこには、総社古墳群や山王廃寺下層遺跡などにみられるように、伝統的地域圏の継続性が認められ、このような地域で、それぞれの碑がミヤケの歴史を内包しながら建郡され、石碑が建立されたとしている。

さらに、那須国造碑と渡来人について論述している。この、那須国造直韋提の墓碑である152文字には、韋提の卒年・官歴と建立者のほか、那須直氏の出自や系譜、故人の優れた業績と遺志の継承が、渡来人の高い技術と文化をベースとして標記されたものである。この碑文内容と碑文の建立地、さらに、在地における後期古墳の二ツ塚・梅曾大塚・川崎古墳及び那須評(郡)衙を分析している。その結果、那須地域における在地豪族の動向から、那須直意斯麻呂が、在地社会の中で譜第性を強く主張しなければならない立場にあったことを、碑文から読み取ることができると主張する。

第2章は、坂東と陸奥国に見る接圏地域の歴史的特質について論じたものである。第1点として、那珂川と東山道の交流・交通で形成された那須の独自の文化圏の特質について述べている。ここでは、那須と下毛野の2領域の特徴について、①古墳時代前期における那須の独自文化圏の出現、②古墳時代後期の独自文化圏の発達や独自文化圏の象徴としての横穴墓群の形成、③古墳に見る那須と下毛野地域の特質と那須国造領域の規定、④律令

期における那須の独自文化圏の継承と那須評（郡）家の成立、⑤坂東と陸奥の東山道を介した流通・交流、那須の神社と資源と技術の問題など、多方面にわたる分野から、那須文化圏の特質について検討している。その結果、那須の独自文化圏は、那珂川流域における交流と東山道での交通、関による境界の設定に代表されるように、常に列島の最東端に位置した陸奥国への玄関となり、地理的・歴史的環境に花開いたことを強調している。

第2点は、下毛野と那須の古墳から寺院・官衙の造営について論じたものである。ここでは、まず下毛野地域の古墳から寺院への移行について、下毛野国造の古墳として帆立貝式前方後円墳である下石橋愛宕塚古墳（80m）、方墳の多功大塚山古墳（50m）、同じく多功南原1号墳（34m）などの終末期古墳の延長上に、下野薬師寺が造営されることを重視している。また、那須地域の古墳から寺院への移行については、終末期の前方後円墳である二ツ塚古墳・梅曾大塚古墳・川崎古墳と初期寺院である浄法寺廃寺・尾の草廃寺、さらに那須評衙を取り上げ、高い地域的連続性のうえに成立したと評価している。

さらに、3点目として、山道の那須と白河、海道の多珂と石城の接圏地域から、境界の成立過程を論じたものである。両地域は、山道から下野国那須郡と陸奥国白河郡、海道が常陸国多珂郡と陸奥国石城郡に建郡される。この地域は東山道白河関と東海道菊多関（勿来関）が設置され、のちの関東と東北地方という、行政・文化ともに異なる地域区分に発展する。

歴史的に見る関東と東北では、縄文・弥生・古墳時代の前代からの文化圏を検討し、内陸部・海岸部ともに共有の文化圏を形成するのが関東北部から東北南部であることを明らかにする。そして、陸奥国成立の諸段階として、歴史的領域である陸奥国南部のⅠ地区を、大化前代に国造制が施行された地域とする。この地区、令制の評の領域が確定し、律令公民支配が確立した地域と位置付ける。Ⅱ・Ⅲ地区を陸奥国中央部に置き、律令期の蝦夷政策により、坂東からの移民によって城柵が設置され、柵戸によって建郡されることで、公民支配が成立した地域とする。しかし、本来は蝦夷の居住地域であり、移民系公民との混在する情勢不安定な地域であるとする。さらにⅣ・Ⅴ地区は、東北北部にあたり、公民支配が未成立の地域に区分する。そして、陸奥国南部のⅠ地区を、辺境政策に対し人と物資を供給する役割を持った地区に位置づける。

そのことをさらに明確にしたのが、Ⅰ地区の石城・石背の2国を陸奥国から分置した政策であるとする。さらに陸奥・坂東の境にあった白河・菊田の2関を強化し、陸奥国支援の増大、軍事基盤の強化が両地域の差を広げ、明瞭な境界を形成するに至ったと指摘する。

第3章は、瓦からみる中央集権的国家形成期の陸奥国を、寺院・官衙に葺かれた瓦および瓦窯跡を中心に検討を加えたものである。

第1点として腰浜廃寺出土の素弁系鑑瓦と製作技法をとりあける。すでに伊東信雄により東北地方最古の瓦に位置づけられたもので、その後、本来元治により、伴出した付属瓦窯からの須恵器から、7世紀第Ⅲ4半期に位置づけられたものである。ここでは、主に製作技法上からの検討により、大津京期の南滋賀廃寺を初源とする縦置型一本造りに属するも

ので、東日本では、信濃・甲斐・上野・陸奥国に分布することから、東山道経由で導入されたことを想定している。

第2点目は、福島県いわき市夏井廃寺と瓦窯跡出土瓦の分析である。夏井廃寺の複弁八葉蓮華文鑑瓦は、上野山王廃寺創建期の系譜を引くもので、同じ陸奥南部の黒木田廃寺と同様の年代が考えられている。上野山王廃寺の年代は、山ノ上碑の辛巳歳(天武10年=681)に寺が存在していることから、複弁瓦の年代が670~680年と考えられてきた。このことから、黒木田・夏井廃寺の年代の上限とした。一方、黒木田E類が善光寺9号窯から出土し、多賀城I期の古い段階の須恵器を伴出することから、8世紀第II4半期から中葉に位置づけた。その間の型式学的変遷から、夏井廃寺の創建期を7世紀末葉から8世紀にかけての時期に比定している。

第3点目は、陸奥国南部に分布する二種の複弁系鑑瓦の歴史的意義について論述したものである。上野山王廃寺の複弁八葉蓮華文鑑瓦が、陸奥南部の黒木田廃寺・夏井廃寺から出土する。また、複弁六葉蓮華文鑑瓦が同じく陸奥南部の角田郡山遺跡、清水台遺跡、関和久遺跡・夏井廃寺など陸奥国南部の広い地域に分布することを問題としたものである。前者の複弁八葉については、坂東部の豪族として、大化前代から東北経営に対する役割を持ち、そうした前代からの結びつきが、律令期に至っても引き継がれ、寺院造営時の支援としてあらわれたと指摘する。一方、複弁六葉鑑瓦は、下野薬師寺の創建期瓦である複弁八葉鑑瓦の影響を受けて成立した可能性が高いという。このことから、中央貴族化した上・下毛野君と地方との密接な関係の中で、陸奥国の経営へ参画した可能性について指摘している。

第4点目は、陸奥国支配体制の画期として、丹取(玉造)郡家である名生館官衙遺跡と付属寺院の伏見廃寺と、多賀城創建期瓦群の成立と展開について論じている。前者の名生館官衙遺跡は、郡山遺跡I期官衙以降に同官衙の経営に基づき、I期として7世紀中葉から末葉にかけ小型掘立柱建物や竪穴住居が不規則に認められる時期。II期は、7世紀末葉から8世紀初頭に、真北主軸の材木塀、溝による方形画が造られる時期。III期は、8世紀初頭から前葉の時期にII期の建物が政庁に改修される。東西52.5m、南北60.6mを一本柱塀で方形に区画し、塀にとりつく正殿は四面庇付建物となる。和銅6年(714)に成立する丹取郡家を、III期の段階の遺構と想定している。この段階で丹取評家の正殿は瓦葺建物となるが、南1kmに同範の瓦で伏見廃寺が造営され、この段階に付属寺院を備えた丹取郡が成立するという。

後者の多賀城創建期に伴う多賀様式の瓦は、養老4年(720)の蝦夷による大規模な反乱の直後に成立する。多賀城から約30km離れた丘陵に下伊場野窯跡群・日の出山窯跡群・大吉山窯跡群に設置したのは、蝦夷の世界に接する最前線に配置された柵戸による瓦作りが組織されたことによると評価する。さらに、大崎平野北部の丹取郡家、付属寺院の伏見廃寺など、広域に広がる城柵官衙に供給することを目的としたためと指摘する。さらに、陸奥国南部に広がる多賀城系瓦の展開については、養老四年の蝦夷の反乱以後の、陸奥国

強化ための軍団の設置や関の整備に伴い、陸奥国守が関与したことにより陸奥国府である多賀城系瓦が分布することを明らかにしている。

最後に終章として成果をまとめている。在地における最有力層の終末期における古墳群の近隣に、評家や寺院が継続的に造営される地域の代表例として、上野国群馬評家に発展する総社古墳群や山王廃寺下層遺跡、下総国埴生評の岩屋古墳と龍角寺廃寺や大畑Ⅰ遺跡などを取り上げてきた。さらに、陸奥国南部の上野下層墳と考えられる谷地久保古墳での畿内系横穴式石槨の採用、借宿廃寺とその周辺における前代からの豪族居館と終末期古墳の存在は、律令化による畿内との関わりをよく示す例として重視してきた。これらは、畿内王権と在地豪族層との政治的結びつきにあり、律令国家の地方支配の拠点である評家や付属寺院が、伝統的地域を継続する典形例として評価している。

一方、寺院造営では、百濟大寺や山田寺を祖系とする軒先瓦が、上野国群馬評の山王廃寺下層遺跡、下総国埴生郡の龍角寺廃寺、上野国佐位評の上植木廃寺、同国新田評の寺井廃寺などで採用されている。これらの寺院は、共に王権によって建立された畿内の寺院に文様系譜をもつもので、寺院の造営においても王権との強い結びつきがあったことを明らかにする。

上野三碑では山ノ上碑の「佐野三家」や金井沢碑の「三家」の周辺に、ヤマト王権によって設置され、すでに廃止されたミヤケの存在が明記されていることから、ミヤケ廃止後も継承され続け、碑文の建立に、祖先以来の王権との結びつきや譜第系譜を標記したものと指摘する。那須国造碑においても同様で、国造から評督として任官する那須直韋提の業績と共に、氏族系譜の正当性の主張を標示したものと評価している。

陸奥国内では、上野山王廃寺、同国上植木廃寺、下野薬師寺などの坂東北部の寺院の文様瓦が、広く国内に分布する。また、8世紀初めの陸奥国司への上毛野氏の任用や下毛野氏の蝦夷征討軍への参加などにみられる陸奥国との関係は、大化前代からの先兵的役割が継続されたとする。そうした中で構築された関係が、律令政府による版図拡大時に生かされたのであり、これも、伝統に基づく氏族世襲など譜第主義と結びついた一因であると指摘する。以上のように、新たな国家形成にともなう地方支配の中心である評督の任命にあたっては、固有の伝統に基づく氏族世襲などの譜第主義を前提として、在地豪族のもつ在地での支配力を継続的に継承する施策がとられた。ここに律令国家成立期における在地社会の特質を見ることができるとした。

### Ⅲ 審査結果の要旨

本論文は、著者自身が、30年間にわたり福島県・栃木県内の発掘調査や遺跡保存の仕事に従事し、律令国家成立期における在地社会の様相を、先行研究を踏まえ、坂東と陸奥国を中心に論じたものである。

第1章は、坂東・陸奥国における律令国家の成立過程について、前代の遺跡である終末期古墳や律令的遺跡である寺院・官衙の造営を主な題材として、在地社会の動向について論じたものである。具体的には、古墳時代における在地支配の拠点である首長墓と豪族居館から、新たな支配の形態である評家遺跡と思想形成の拠点となる寺院遺跡の成立時期とその構造を分析することであると論じる。いま1つは、これまで坂東諸国と陸奥国での地域研究が、個別に進められてきたことを批判し、それを一体のものとして扱うことの重要性を解いたものもある。

その結果、古代国家成立期における在地社会の律令化は、大化前代に国造領域内に設置されたヤマト王権の直轄地であるミヤケの地に先行して設定されたことを、上野国の大型方墳である蛇穴山古墳・宝登山古墳と山王廃寺下層遺跡、下総国の岩屋古墳と龍角寺廃寺・大畑Ⅰ遺跡などの成立時期や建物構造の分析を踏まえ明らかにした。さらに、『常陸風土記』にみられるように、国造の支配領域の分割と再編を繰り返しながら後期評段階において評の領域が次第に確定した様相を、坂東諸国の多数の遺跡の分析を踏まえ論じている。

坂東諸国と陸奥国との交流関係については、坂東北部の上野山王廃寺と陸奥国黒木田廃寺・夏井廃寺、同上植木廃寺と陸奥大蓮寺瓦窯・菜切谷廃寺、下野薬師寺と角田郡山遺跡・清水台遺跡などの遺跡と出土瓦などの分析から、先行した坂東の諸遺跡との交流や影響のもとに成立した遺跡であると指摘する。このように、後の国の領域を越えての瓦当文様や製作技術の移動は、地域社会間での強い結びつきを示すものであり、国境を越える文様瓦の存在は、大化前代からの経済圏や文化の伝播を知るうえでの鍵があるとの指摘は極めて重要である。陸奥国内での在地社会の律令化を進めるうえで、坂東諸国の有力な評督や郡司が果たした役割の解明は、今後における両地域の研究に大きな指針を示したものと評価したい。

古墳時代後期には、ヤマト王権の直轄領であるミヤケが設置され、その地における馬・鉄・織物・土器生産などに関する高度な技術が導入される。また、律令国家成立期の新たな動向として、天武・持統朝に多くみられる渡来人の移配政策に注目する。渡来集団の人員構成のなかには、しばしば僧侶や官人が含まれ、在地豪族と結びついた仏教や儒教思想、さらに多胡碑・山ノ上碑・金井沢碑にみられる高度な文字文化や技術などの導入が、文書行政を中心とする在地社会の律令化に果たした役割の大きさを高く評価する。このような地域において、渡来人と結合した高度な文化と律令国家成立期における文書行政の定着を結びつけた指摘は、実務機関としての評家を考えるうえでの方向性を示した点で高く評価できる。

那須国造碑は、国造から迫大老（正八位上）の位階を受け、評督として任官し、庚子歳



(文武4年=700年)に死亡した那須直韋堤を顕彰するため、嫡子意斯麻呂によって造営されたことを内容とする石碑である。笠石と呼ばれる碑の形態、永昌元年の年号、さらに北魏の書風に求める意見が強い字形や碑文の検討から、漢文を熟知した複数の新羅人の強い関与を想定し、在地豪族の動向と新羅からの渡来人との関係に注目する。また、周辺に認められる後期古墳の二ツ塚古墳・梅曾大塚古墳・川崎古墳は、いずれも50m規模の前方後円墳であるが、古墳の規模から三地域における在地勢力の力関係は拮抗した状況にあったと指摘する。また、初期寺院である浄法寺廃寺と那須郡家は、梅曾大塚古墳と同じ地区に、尾の草廃寺は川崎古墳の地区に造営されるなど、那須国造碑が設置された地区の豪族が、在地社会において、必ずしも優位性を保っていなかった事実に着目する。那須直意斯麻呂が、碑文を古代東山道に面した位置に建立し、那須における譜第性を標示し、周知させた背景には、拮抗する在地勢力の中で、自らの正統性を主張したことに他ならないと指摘する。古墳・郡家・寺院・官衙などの考古学資料の分析から、碑文内容の新たな解釈を導いた結論は卓見いうべきであり、律令国家成立期における在地社会での豪族間の動向を見事に描き出した点を高く評価したい。

坂東と陸奥国にみられる接圏地域に関する研究は、本論文の中で最も独自性を創出した部分である。まず、縄文時代中期を中心とする、東北南半部の大木式土器、新潟の火炎式土器、中部・関東の曾利式・勝坂式土器、関東東半部の阿玉台式土器の分布のそれぞれの圏域の中心が、那須地域にあることを指摘する。すでに、縄文時代中期には、文化圏の接点那須地域があったことを実証した意義は大きい。

これに対し、弥生時代の遺跡は、常陸の海岸部に分布する十玉台式土器が、那須を流れる那珂川沿いにわずかに伝播することを除くと、全体的に希薄な状況にあることを多くの発掘調査の事例から実証した。このことから、古墳時代前期に、那須八幡塚古墳・上侍塚古墳・下侍塚古墳など、坂東を代表する大型前方後方墳の出現は、在地勢力が次第に成長することによって築造されたものではなく、那須の地を東北経略上の軍事的拠点として定めるにあたり、ヤマト王権によって直接派遣された人物の墓であることを明らかにした。この結論は、長期にわたる発掘調査から導かれた成果であり、ヤマト王権による勢力拡大策の戦略上の研究に、大きく寄与したものと評価したい。

那須国造と下毛野国造の領域に関する研究では、古墳時代後期の横穴墓が、下毛野・上毛野をあわせた毛野地域ではほとんど認められないのに対し、常陸北部の久慈川と那珂川流域に数多く分布する事実に着目する。そして、那須における分布域は、有力首長層の影響のおよぶ領域や勢力圏などを面的に示したものと指摘する。

これらの横穴墓群は、唐御所横穴墓のように内部に特殊な構造をもつなど、階層性や出現の系譜が見られるものもあり、有力首長層の存在を示すものと理解する。これら横穴墓群は、前方後円墳を含む古墳群と重層的に分布し、在地社会の階層を構成していることを解明した意義は大きい。また、古墳群と横穴墓群の分布域を検討し、後の那須郡所在の「郷」の比定地とも重なることを指摘したことは重要である。さらに、このこととも関連し、横

穴墓群の分布域の南限が荒川左岸にあることを明らかにした。横穴墓群の分布域から、後の律令期の郡域である那須・塩谷・芳賀郡にまたがる那珂川流域の横穴墓の分布域が、那須国造の領域と呼ぶべき範囲であり、下毛野地域の特徴である下野型古墳の分布域との境界に、その西限を読み取ることができると主張する。横穴墓群の分布から国造の支配領域を定めた事例は初めてのことであり、今後の研究に一石を投ずるものと評価したい。

山道的那須と白河、海道が多珂と石城の接圏地域と、境界の成立課程の研究がある。両地域は、後に下野国那須郡と陸奥国白河郡、海道筋では、常陸国多賀郡と陸奥国石城郡に国の行政界が成立する。

縄文時代には、すでに坂東北部と東北南部に文化圏が認められる。弥生時代には、茨城県北部の十王台式土器、福島県南部の天王山式土器が那須地域にまで広がり、重複した分布圏をもつことを明らかにする。古墳時代には、国造設置範囲が東北南部の阿武隈川下流域にまで拡大され、東北最大規模の白河市下総塚古墳（約 70m）の造営にあたっては、下毛野氏や上毛野氏の古墳の影響を強く受けて成立したことを指摘する。

そうした大化前代における坂東北部と陸奥南部域は、内陸・海岸からの影響を受けて文化圏を共有し、そこには、文化圏や領域に大きな断絶が見られないことを論証する。

この境界は、東海道の白河関、東海道の菊田関（勿来関）の設置により、行政界とは別に、関による境界が置かれたことに着目する。一方、律令国家は、陸奥国中央部の黒川郡以北に 10 郡を新たに設置し、宮城県大崎平野の北部にまで支配の版図を拡大する。その一方で、養老 2 年（718）に、陸奥国南部を割いて石城・石背の 2 国を建国し、陸奥国の後方支援国として独立させる政策がとられる。律令国家の版図拡大に反撥した蝦夷は、養老 4 年、大規模な反乱を起こし、陸奥国守を殺害する事件にまで発展する。事件の直後、事態收拾のため、石背・石城 2 国は再び陸奥国に編入されることになる。

以上のような歴史的状況を踏まえ、坂東と陸奥国の境界である白河関と菊田関（勿来関）の役割は、石背・石城国の独立によって一時的に弱められるが、再編後は、関としての機能が再び強化されたと指摘する。

以後、関を越えた陸奥国、蝦夷の地との堺が、境界として人々の心情に根付き、「白河」「勿来」が歌題として好まれるようになったとする見解を示す。後に関としての本来の役割が減少してもなお観念的に増長し、やがて現在の関東と東北の境界へと連なっていくことを論じる。このように律令国家の蝦夷政策が、関東と東北の概念をより強く規定したとする、境界のもつ重要性を論じた意義は大きい。

陸奥国中央部および南部域での寺院・官衙出土の瓦の研究では、最古期の寺院として福島市腰浜廃寺と相馬市黒木田廃寺をあげ、その時期を 7 世紀末に置く。これは、『扶桑略記』にみられる持統朝の全国寺院数が 545 か寺に及んだことや、陸奥国でみると優者曇郡の蝦夷の子が、沙門としての申請が許されたことなどの政策との関連性を指摘する。この時期に郡山遺跡Ⅱ期官衙に付属寺院が造営されるなど、蝦夷に対する仏教への教化活動が積極化した時期であり、評価したい。また、初期寺院の性格については、王権擁護の思想を第

一として、檀越の祖先信仰に基づき、自らの氏族の結束を図ることにあったと論じる。郡家の隣接地に建てられた寺院の多くは、郡家と同じ瓦を共有することから、初期寺院が当初から官寺的機能を備えていたという指摘は高く評価したい。

郡家隣接地に建てられた寺院の屋瓦を郡家の政庁や正倉に採用することが、陸奥国や坂東北部に集中してみられる現象に注目する。このことについて、地方官衙の瓦葺建物が、陸奥・出羽国と上野・下野国など坂東北部と東北で全体の4割を占めることを指摘する。同じ官衙遺跡では、山陽道沿いの播磨・備中・備後・安芸国や西海道諸国の駅家に限り、集中して瓦葺建物がみられる点を論ずる。山陽道の場合、外国からの使節が使用する官道なので、駅家の建物を瓦葺きに規定し、壮厳化したものとの見解を示す。

郡家の正殿や正倉の瓦葺きの建物が、陸奥・出羽国を中心に、ほぼ陸奥国に接した坂東北部の国に限られることから、郡家の正殿や正倉を瓦葺建物にする壮厳化は、山陽道の駅家と同様に律令国家の威厳や支配の正統性を主張したとする見解を提示する。この見解は、蝦夷政策の研究に対し新たに一石を投じたものと評価したい。

陸奥国中央部の国府関連遺跡では、仙台平野の郡山遺跡Ⅰ期官衙を最初期の城柵とし、郡山遺跡Ⅱ期官衙が、藤原京を4分の1に縮小した構造と規模をもつことから、これを初期陸奥国府として捉える。Ⅱ期官衙には、国府と一体的に造営された観世音寺式の付属寺院が新たに建てられ、仏教思想に基づく蝦夷支配が図られたことの重要性を指摘する。この時期、藤原京を模倣した構造の国府に付属寺院を併設する形態は、国内に類例がなく、この時期の、律令国家の蝦夷政策に対する姿勢を反映した構造をもつと論証する。しかし、付属寺院は瓦葺建物で構成されるが、国府域にはそれが認められず、国府と付属寺院の双方が、同範瓦で葺かれるようになるのは、多賀城と付属寺院である多賀城廃寺が成立する8世紀第Ⅱ四半期まで待たなければならないことを指摘する。

陸奥国南部における瓦葺建築の研究では、8世紀前半の時期に坂東北部の上野山王寺廃寺・上植木廃寺、下野薬師寺および多賀城の影響下で成立した瓦群について検討している。このうち、前三者については、8世紀の早い段階に、大化前代からの結びつきをベースに成立したことを立証する。一方、多賀城系瓦の採用については、詳細な分析をもとに、白河軍団や他の公的施設に使用されたことを論証する。多賀城系瓦は、大崎市名生館官衙遺跡や付属寺院である伏見廃寺などの公的機関でも使用され、養老4年(720)における蝦夷の反乱以後の軍事力や行政力の強化を目的とした壮厳化政策を論証したことや、白河軍団の位置を批定した点を高く評価したい。

以上、本論文では、律令国家成立期における在地社会の動向を、坂東と陸奥国を中心に論じたものである。古代国家と在地社会の状況を具体的に描き出し、坂東と陸奥国像を一体のものとして再構築しようとした初めての試みである。その内容は、実証的かつ画期的研究であり、高い研究成果を示したものとして学界に大きく貢献するものと確信する。以上の審査結果により、論文博士として合格とする。